

多摩市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)	
全体的な内容	パブコメ・市民意見への回答
<p>全体 条文全体をとおして、改革の現実性を担保するため、次の内容について要望します。</p> <p>1-1 条文については努力目標ではなく、行動を担保するものとなるように再考を求めます。 * 「努めるもの」から「しなくてはならない」などへの変更を望みます。</p> <p>1-2 条例制定と同時に規則を制定し、行動を具体化する手段を明確にするよう再考を求めます。 * 第2章(討議に市民が参加出来る十経過が分かる仕組み)、第3章(市民からの政策提案の仕組み、知る権利の保障)などは前回の出前委員会からの課題だと思えます。</p> <p>1-3 項目1-2については、現在検討中の内容については概略を公表し、今回の条例・規則に盛り込まないのであれば、その理由(採択しなかった、もしくは先送りする)を明示して頂く事を望みます。</p> <p>1-4 今回の条例制定が「全会一致」であるならば、条例が否決された場合に「民意を問う」ためにも、各議員の賛否状況を明らかにして頂く事を望みます。 * 「議会改革に反対」と誤解されないためにも、各条(若しくは内容)の詳細を明示して頂くのが良いかと考えます。</p>	<p>1: 必要な箇所については、修正します。</p> <p>2: 規程等を準備します。決定が議会運営委員会や代表者会議となる場合、タイムラグが出来ます。</p> <p>3、4そのようなことが必要ないよう検討します。</p>
<p>基本条例案作成過程において、2回に亘る出前委員会での市民意見、参考人の意見等々ほどのように反映し、何処に取り込まれているのか市民に提示して頂きたい。条例作成経過での市民意見の反映と、その説明責任を果たさなければ形のみを整えた、形骸化されたパフォーマンスとしてしか市民には受け止められず市民はそのような議会を求めています。</p>	<p>さまざまなご意見は反映されています。特に、議員定数・報酬については、議論しない予定でしたが、検討項目として議論しました。また、出前委員会の実施については、懐疑的な意見が多数ありましたが、実施へと方向が変わりました。個別の修正点については、資料をご覧ください。</p>
<p><以下1・2については学識に確かめるべきと考える></p> <p>1・二元代表制について</p> <p>○趣旨「二元代表制」なる表現が目次から始まり4箇所にあるが、気持ちはわからないでもないが、行政執行を含め有効か無効か責任の所在という法律行為に無理が生じる恐れがある。表現を変えたほうが信用性からも無難。モチベーションでは法行為は成り立たない。</p> <p>△理由</p> <p>1) 認知されていない(広辞苑5版・現代用語・法律・政治学辞典にもない。自治研などのみ)</p> <p>2) 通説ではむしろ「首長主義」か「大統領制」である} それでは藪蛇だろうし、分権時代にそぐわないので面白くない。</p> <p>3) 前文の最後の段落の「憲法第8章93条第1項には「議事機関として設置する」とあり、第2項の「自治体の長と議員は直接選挙する」選出方法をいっているに過ぎない。能力権限は法。「首長」と「議会」の選出方法が直接選挙だからといって、両者が権限・権能まで対等であるとは言っていない。</p> <p>さらに、自治体の意思決定権限は自治体を統括し代表する首長にある(自治法の首長主義)。もちろん、市議会の権限は地方自治法96条第1項1号から15号までに示すように「限定的・制限的な意思決定」に過ぎない。</p> <p>つまり、お気持ち(モチベーション)は重々判りますが、無理に言い過ぎるのは如何か？</p> <p>□ 前文・第1章第1条目的の冒頭・第4章標題 の3箇所を削除ないしは、表現を変えて欲しい。この条例を専門家であるべき議会が作ったという矜持のためにも切望します。</p> <p>□ 第4章の「二元代表制の一翼を担い」は市民の「信託の応え責任を果たす議会」に修正希望。</p>	<p>「二元代表制」は、当委員会が発足当時から、さまざまなチラシなど、出前委員会など市民向けの場面で使用してきており、次第に市民権を得ているものと考えます。前文では解説に当たる表現も盛り込む方向で検討します。</p>
<p>2・意思決定機関ということについて</p> <p>○ 趣旨「意思決定機関」という表現は多摩市自治基本条例に書かれているが、自治体議会の意思決定は(地方自治法96条)「限定的・制限的な意思決定機関」である)団体や学識から「それだけでは憲法(前記1・3参照)との整合性が取れないなどの指摘があった。</p> <p>△ 理念的というより、制度的条例部分が要求される議会基本条例の場合はより遵法制、正確性が求められると考える。</p> <p>□ 具体的提案＝ 前文5行目の「多摩市自治基本条例においては「法の定める議事機関にとどまらず、(挿入希望)多摩市の意思決定機関として位置づけられた。その議決権の重さが強く認識されています。</p>	<p>本条例は自治基本条例の下位条例としています。基本的にその表現を用います。</p>
<p>やってなかったことをやるのが、議会改革ではないのか</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
<p>豊かな地方自治をつくってほしい。やれることはどんどんすすめてほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

	13人が一致すればよいのだから多数決で決められる意気込みをもってほしい。	ご意見として伺います。
	初めて素案をみた。家族から時代遅れと言われる世代。よく読んでみたい。	ご意見として伺います。
	実現する道すじをきちんと示してほしい。	ご意見として伺います。
	6月1日付で公開質問状を出している。特に前文なども検討してほしい。	ご意見として伺います。
	今の議会は学芸会をやっている。”市民のために”といってもむなしく聞こえる。	ご意見として伺います。
	条例は箇条書きでもよいのでスパッと書いて欲しい。改革とは名ばかりでは困る。	ご意見として伺います。
	議会はどう働いているかが見えない。血を流しているようにも見えない。	ご意見として伺います。
	議会は改革するというのが180度の転換が必要。	ご意見として伺います。
	1条ごとに採決し、誰が反対したかを明確にしてほしい。	ご意見として伺います。
	思いがこもっていない、中途半端	ご意見として伺います。
	基本条例の内容は至極当然のことが述べてあり、何故、これまで出来なかったか	ご意見として伺います。
目次		
	第1章を総則とし、(目的)に加えて(基本理念)の項目を設け、ここに「市民自治の理念」を明記すべきと考えます。	2条の定義を含め、総則とします。
前文		
	<p>◆ 1. 前文:「二元代表制の定義」を明記することが重要と考えます。 市民アンケート調査結果から、市民の実に9割以上が二元代表制の意味を知らないことがわかります。今回陳情を通して、議員の多くもまた同様の傾向にあることが実感させられました。 従って、前文に「二元代表制の定義」を図解とともに明記し、誰にでもわかるように周知することが重要不可欠と考えます。特に①議会が市長との緊張関係を保つこと ②制度的に与野党関係は発生しないこと、の周知は重要でしょう。二元代表制の意味を知らしめないまま条文を書き連ねることは、基礎のないところに家を建てようとしているに等しいのではないのでしょうか。 * 参考資料として、三重県議会による「二元代表制」の定義および図解を添付しました(添付資料1)。添付資料略</p> <p>なお、素案(前文)の書き出し:「市民、市議会及び市長を初めとする執行機関」という文章は、市民・市議会・市長すべてが執行機関であるかのように読み取れるため、不適切と考えます。 ◆ 「主権者である市民、意思決定機関である議会、執行機関である市長等」とすべきです。</p>	「二元代表制」は、当委員会が発足当時から、さまざまなチラシなど、出前委員会など市民向けの場面で使用しており、次第に市民権を得ているものと考えます。前文では解説に当たる表現も盛り込む方向で検討します。
	前文・第1章第1条目的の冒頭・第4章標題 の3箇所(の二元代表制)を削除ないしは、表現を変えて欲しい。この条例を専門家であるべき議会が作ったという矜持のためにも切望します。 具体的提案=前文5行目の“多摩市自治基本条例においては「法の定める議事機関にとどまらず、」(挿入希望)多摩市の意思決定機関として位置づけられた。その議決権の重さが強く認識されています。	「二元代表制」は、当委員会が発足当時から、さまざまなチラシなど、出前委員会など市民向けの場面で使用しており、次第に市民権を得ているものと考えます。前文では解説に当たる表現も盛り込む方向で検討します。
	多摩市議会の成長の表現はチョットおかしい、「市民の姿を映す鏡」的な認識の原点に戻るべきではないでしょう。 前文第2段落(12行目)“多摩市議会はニュータウンの受け入れで急成長し“を「多摩市はニュータウンの受け入れにより全国各地からのさまざまな文化や風俗を持った人々が コミュニティーを形成して参りました」と表現するが品がいいと思うが。?。	素案の前文は、素案段階のもので、ご意見は原案策定への段階で、検討させていただきます。
	議会がせつかく改革を志す以上、将来、地方議会の鏡となる理念を掲げること。最高規範の規定を前文に移すこと。	素案の前文は、素案段階のもので、ご意見は原案策定への段階で、検討させていただきます。

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

	<p>1. 前文(案)を提案いたします。 多摩市議会基本条例前文(案) 多摩市議会の使命は、議会活動を通じて、市民の「幸せ」を追求し、維持し、向上させることです。多摩市議会は、これを実現するため、議会改革を決意しました。この改革は、市議会の、これまでのやり方を変えることです。そして議員自身も、従来の議員活動から改革することによって、この議会改革を達成しなければならない、と決意しました。議員は、これまで経験したことのない、新たな事態に向かって、果敢に挑戦します。 市民の幸せは、「この街に住んで良かった」と、多くの市民が感じられる事によって、表す事ができます。 多摩市は、国のニュータウン政策によって開発され、発展してきました。市民の多くは全国各地から希望を持って、この地に住まいを求めました。「太陽と緑と水」の多摩市で生活し、市民は、この地を愛しています。 多摩市議会は、市の財政状態が将来に向かって、健全に推移している事を、議会が把握できている事が、極めて重要と認識しています。今、市財政に対する姿勢の重要性は、少子高齢化と、団塊の世代が第一線から引退期を向かえ、その真っ只中において、市民福祉への支出増加方向が推測される中、税収増を展望できない部分にあります。これについて多摩市議会は、共通の危機感を持っています。 多摩市議会は、議会の運用で、これまで経験した事のない、会派の呪縛を超えた議員間の、自由討議に挑戦します。また、議会や委員会で、広く市民の意見を問うような、新たな、開かれた議会運用を取り入れます。議会経費を増加させない改革によって、議会の政策立案力を飛躍的に高めるため、シンクタンクの活用等を採用します。 多摩市議会は、これらを実現させる、覚悟をしたことを宣言します。 注記 1. 「二元代表制」は、議会運営の一形態であって、市民の「幸せ」実現の目標ではない。従って前文(戦略、目標)に書き込む必要はない。</p>	<p>素案の前文は、素案段階のもので、ご意見は原案策定への段階で、検討させていただきます。</p>
	<p>前文が美しい言葉の羅列だけ、戦略・目標を書くものでは</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	<p>前文にこの街をつくりたい、こんなことをやりたいなどを盛り込むべき。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	<p>両論併記はもっとあるのではないかと二元代表制の言葉自体認知されていないなど、書面で意見が出されている</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	<p>二元代表制は新しいテキストでは使用、執行機関・議決機関を車の両輪として、適正に働かせようとする理念で、多摩市議会の使い方はこうするとしていけばよい</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	<p>前文に意図するものが感じられない、議会のあるべき姿を示して欲しい</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	<p>前文には、目標をどこに置くのか明記を</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	<p>条例制定の理念の中に多摩ニュータウン再生のまちづくりが議会の意志として感じられるようにすべき</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
<p>第1章</p>		
	<p>第1章を総則とし、(目的)に加えて(基本理念)の項目を設け、ここに「市民自治の理念」を明記すべきと考えます。</p>	<p>検討させていただき、原案のようにいたしました。</p>
<p>第1条</p>	<p>第1章を総則とし、(目的)に加えて(基本理念)の項目を設け、ここに「市民自治の理念」を明記すべきと考えます。 素案(前文)と同様に、「市民及び市長と議会の関係」という文章は、市民・市長・議会が渾然一体で意味が理解できません。前文に「二元代表制の定義」を明記すれば、目的にこれらの関係を書く必要性はないと考えます。 一方、「市民自治の基本理念」の明記は、本条例にとって極めて重要な要素です。 * 参考として、以下に三重県議会基本条例を示します： (目的) 第一条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。 (基本理念) 第二条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。一方、「市民自治の基本理念」の明記は、本条例にとって極めて重要な要素です。</p>	<p>検討させていただき、原案のようにいたしました。</p>
	<p>□ 前文・第1章第1条目的の冒頭・第4章標題 の3箇所(の二元代表制)を削除ないしは、表現を変えて欲しい。この条例を専門家であるべき議会が作ったという矜持のためにも切望します。 □ 第1章(目的)第1条の4行目「市の議事機関であり、意思決定機関である議会」という具合に議事機関も放棄はしてませんよ、と表現しておくべきではないでしょうか。</p>	<p>「二元代表制」は、当委員会が発足当時から、さまざまなチラシなど、出前委員会など市民向けの場面で使用しており、次第に市民権を得ているものと考えます。前文では解説に当たる表現も盛り込む方向で検討します。</p>
	<p>二元代表制の実質化の為に、市長・行政マン・市民の意識改革が必要である</p>	<p>そのように考えます。</p>

(平成21年5月1日付け案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

第2条	第2条(用語の定義) (4) (5)の追加	
	(1)「団体等」を「団体、等」へ …等は全てに掛かっているから	特に問題はなく、現状通りとします。
	(4)「陳情」「請願」 多摩市においては同義語として「市民要望・要請」とする	陳情・請願の用語、定義は法律で定められており、現状とせざるをえません。市民政策提案は別途設けます。
	(5)「議会は本会議と各種委員会とから成る」を委員会の前に入れる	用語の定義は、最小限で本条例独特のものに限定しますので、現状通りとします。
第2章		
第3条		
	(2)「活用できるようにすること」を「活用する」へ	現状の通りとします。
	第2章 第3条(4)は、市民の「参加」でなく「参画」とすべきと考えます。 前項で「市民自治」の基本理念が極めて重要な要素であることを述べました。主催者たる市民に対して、「参加」という軽い言葉使いは不相当と考えます。「言葉」の選択は想像以上に重要です。今月20日の出前委員会で、市議会ウォッチング会員の方から「10年市民活動をして来たが、相変わらず市民の主体性は無い。」との意見が述べられました。市民の主体性を引き出すためにも『参画』とするのが適当でしょう。議会改革は議員の努力だけで成し遂げられるものではなく、市民の主体的な「参画」が必要不可欠と考えます。 ◆ 従って、条文の文言は「市民の参画を保証する」とすべきです。 また、この観点からB案が妥当であると考えます。 * 参考として、同じく三重県議会基本条例を示します： (基本方針) 第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会の交流及び連携を行うこと。	「参加を保障し、意見を反映すること」とします。用語の定義に「参画」を自治基本条例のものを引用します。
	(4)「反映できるように努めること」を「反映させること」へ	「参加を保障し、意見を反映すること」とします。
	市民の生活全体を考える議会であってほしい。	そのようにあるべきと考えています。
	3条 →B案を支持。 市長は、議会による市長が執行した事業評価を予算編成に十分反映させるように努めなければならない	1案と決定しました。ご意見は9条で扱います。
第4条	第4条(議員の活動原則) 列挙順番を(3) (4) (1) (2)へ (1)「市民意見の聴取に努めること」を「市民意見の聴取をすること」へ	順番は議員の活動との観点から、現状通りとします。「聴取すること」は議員の意思表示の自由との関係から、努力義務とします。
	行政以上に、議員にも専門性を	そのようにあるべきと考えています。
	議員自身の改革、行政に対峙する姿を	そのようにあるべきと考えています。
	(現状では)議員間の自由な意見が出にくいとは	多摩市議会は相当意見が出やすい議会であると考えていますが、議員は意見を出すプロであって、制度にかかわらず必要な発言はできるはずです。
	市民のくらしと離れた市政や議会にならないよう、弱い者いじめをしないでほしい。	そのようにあるべきと考えています。
第3章		
	第3章の《市民の議会との関係》は、《市民と議会とのパートナーシップ》とすべきで	パートナーシップが用語として不明確なので使用しません。
	第4章の「市長と議会の関係」に対応して、第3章の表題を、「議会と市民の関係」とすること。	「議会」が市民を抛り所になっているとの考えをあらわしたものです。
	第5条は、「市民参加」ではなく『市民参画』とすべきです。	参画としました

<p style="text-align: center;">(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)</p>		
	(情報共有と市民参加の原則)を、(情報共有)とすること。	共有のベースがあつて参画があるとの考え方です。
第5条	「原則として」を「特定の場合を除いて」とし補則に特定事項の明記を	「理由を明らかにする」ことが担保されていけばよいとします。
	3・第3章＝市民と議会の関係第5条の情報共有と市民参加の原則 △理由＝今回の議会改革の基本は市民参加を形式的参加ではなく実質参加のあつたと理解するものとしての提案 □第5条第1項の「原則として」は削除	個人情報の関係など、公開しない場合も想定されるので、できません。
	2「意見交換の場として議会報告」を「意見交換の場として定例議会ごとに議会報告会」へ。「用いるものとする」を「用いなければならない」へ	5項に「用いるものとします」としました。
	第5条の情報共有と市民参加の原則 △理由＝今回の議会改革の基本は市民参加を形式的参加ではなく実質参加のあつたと理解するものとしての提案 第5条第2項の議会報告会は夏期・冬期の2回実施する。 〃 パブリックコメントは市の執行機関と共催でよいそれぞれの役割の尊重に違反。	市議会の現状で合意し、実現するために、実施規定等で検討するため、条例ではこの表現とします。
	3「努めるものとする」を「努めなければならない」へ	そのようにしました。
	情報共有の場がほしい。今日のような機会を増やしてほしい。	条例全体に反映します。
	努力目標かマニフェストか、見えない声をどう聞いていくのか	大変に重要なことです。広報活動等の充実にも努めますが、市民のご協力も必要です。
	市民が目で見えて判断するが、評価できる情報をだしてほしい	議会だよりの充実などに努めます。
	出前委員会や公聴会で提出された市民意見がどの程度反映されたか検証しなければならない。	条例全体に反映します。
	傍聴できない市民には、マスメディアや休日議会などの工夫が必要	インターネット中継を検討しています。
	出前委員会など身近に参加できる機会を増やしてほしい	条例全体に反映します。
	委員の中に「シロウト」という言葉が、少々気になった。「慣れていない」という言葉を使うべきではないか。この様な、プロ意識が、市民と議会の間隔を広げてしまうように感じられる。	そのように、言葉を選ぶべきと考えます。しかし、市政にかかわれる質と量は、議員と大きく違うのを前提としなければならないのは当然です。
第6条	第6条1項に「審査結果は、多摩市議会会議規則第137条に則り採択もしくは不採択とし、必要な場合は付帯意見を付ける。」との文言を追加すべきです。6月20日の出前委員会において、私は趣旨採択の定義の根拠法を尋ねました。これに対し、司会の遠藤めい子議員より「定義も根拠法もなく、慣習に過ぎません。」との回答を得ました。また、折戸小夜子議長から「議会としても、趣旨採択は無くさなければならないと考えています。」との表明を得ました。 (検証) 今回陳情の審査結果(趣旨採択)の陳情参加市民に伝えたと、必ずこう聞かれました:「趣旨採択ってどういう意味ですか?」 この質問に私は答えることが出来ませんでした。何故なら定義が無いからです。そこで私は、趣旨採択を選んだ議員に尋ねました:「採択と趣旨採択の違いは何ですか?」 ある議員はこう答えました:「採択は市を追い詰めてしまうもの。趣旨採択は市に逃げ道を残してあげるもの。逃げ道を残してあげた方が良いと思ったので趣旨採択にしました。」 他の議員はこう述べました:「市に公園緑地に携帯基地を建てることには断じて反対します。しかしながら会派内での立場もあって…ご理解ください。」 この事実は、市民を無視した趣旨採択なる「慣習」と決別しない限り、議会改革はあり得ないことを物語っています。	「趣旨採択」は議会の申し合わせとして、「先例集」に記載されています。委員会の採決方法については、再三議論されてきましたが、賛否両論あるのが現状です。議会としての一致意見になっていません。議長発言も個人的なものでしょう。本条例では現行のままを前提とします。
	「請願及び陳情」を「市民要請及び要望」へ	現状の通りとします。
	第6条の請願・陳情の取扱いにおける趣旨採択は、真に市民の意思を尊重できるか疑問である。	「趣旨採択」は議会の申し合わせとして、「先例集」に記載されています。委員会の採決方法については、採算議論されてきましたが、賛否両論あるのが現状です。議会としての一致意見になっていません。議長発言も個人的なものでしょう。本条例では現行のままを前提とします。

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

	<p>第6条3項は、「議会は、政策提案を行った市民の発言権を保障し、その求めに応じて発言の機会を保障するものとする。」とすべきです。 陳情書を“出す”権利のみで、協議に“参画する”権利は奪われているのです。</p> <p>(検証2) 今回陳情には環境審査委員が参加していましたが、土壌学の専門家である筑波大学名誉教授です。全国の地層を知る専門家として、彼は携帯基地局が盛り土上に建っていることの危険性を強く訴えていましたが、委員会で発言権を得ることができませんでした。そこで彼は、生活環境常任委員会の視察時(6月12日)に現地で待ち構え、用意した地層図を示しながら視察議員に熱心に説明を試みました。しかし議員たちの反応は鈍く、数人の議員は全く耳を傾けようとしませんでした。実際、彼の貴重な指摘は、委員会でも本会議でも全く取り上げられませんでした。</p> <p>これは、市民にとっても議会にとっても極めて不幸な事実です。 政策秘書を持たず、サポート体制も貧弱な20数名の議員にできることはおのずと限界があります。これに対し、15万市民の中には知恵と経験が豊富にあるのです。その証拠に、今回陳情には、10年間にわたって電磁波の健康影響を勉強した市民も参加しており、その情報量は市役所や議会の日ではありません。 議会が市民という優秀な政策秘書を協議に参画させないのは実に愚かなことといわざるを得ません。 議会改革は、主権者たる市民の“協議に参画する権利”が回復されることによるのみ意味を持ちます。 そして、市民とともに考え、行動する議会とは、市民と議会とのパートナーシップによってこそ成り立つものです。</p>	<p>地方議会は、憲法に基づき、「代議制」をとっています。議会で議論し、決定をすることは、選挙による市民意思が反映された議員及び議会構成によって、行われるべきものです。したがって、市民が必要に応じて議場や委員会室でいつでも発言できるとの表現は適当ではありません。おのずと限定されたものになることは自明と考えます。しかし、現状で行っている、休憩中の趣旨説明や、申込制による開会中の発言など、議会での市民発言の充実を、委員会条例などの改正を含め検討してまいります。また、出前委員会などでは、十分に発言していただけるような場を設けていきます。</p>
	<p>3「議会は、必要に応じて市民の発言を求めるものとする」を「市民は必要に応じて議会に対して発言することができる」へ</p>	<p>同上</p>
	<p>市民は自分の意見をどこに持っていったらよいかわからない。市長or議会。</p>	<p>特に迷う場合では、どちらに出されても差し支えありません。</p>
	<p>市民がやることを明確にしてほしい、協働は危機感の共有があって出来るもの</p>	<p>そのように考えます。</p>
	<p>(広報活動の充実)を、(市民との協働)とし……自治基本条例との対等性から</p>	
<p>第7条</p>	<p>広報活動の充実(第7条) 1 情報の持つ意味を考えて充分かつ効率的な公開を望みます。 * 議会だよりは情報の公開が遅く、不十分だと感じます。また、各議員が個別に配布する資料やブログの内容は「議員の考え」を理解する上で重要ですが、市民自らが判断出来る仕組みが少ないと感じています。 項目1を充実させるためにも、議会のインターネット中継や録画ビデオの貸出しを充実させるなどの具体的な内容の検討を求めます。 * 本来は議会を肌で感じる事が出来る「出前議会」も良いと思いますが、休日・夜間であっても必ず参加出来る訳ではありません。傍聴の継続性が確保出来る方法が望ましいと考えます。</p>	<p>議会だよりを充実し、インターネット中継などを検討してまいります。</p>
	<p>第7条 議会、前二条に示す市民の知る権利と市民の意思を議会に反映させるため、協働を促進するための具体的施策を講じる。</p>	<p>原案に、同趣旨の要素は含まれていると考えます。</p>
	<p>2 この協働は、議会と市民との間の意識の隔たりを、できるだけ狭める役割を果たす。</p>	<p>原案に、同趣旨の要素は含まれていると考えます。</p>
	<p>3 議会は、議会事務局を通して、協働に参画することができる。</p>	<p>原案に、同趣旨の要素は含まれていると考えます。</p>
	<p>本会議でもっと活発な討論があれば、人は来る</p>	<p>活発な討論に努めます。</p>
	<p>評価はする、市民がわかるようにアピールできるのか</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	<p>地区広報に載っていないとは、議会は市民生活をどう見ているのか、広報を調べて当たり前</p>	<p>コミセンのニュースでの広報は気がつきませんでした。</p>
	<p>【7の方の提出意見】別紙提案5、第7条及び第12条について、市民との距離を縮める、わかりやすい質問や議事録</p>	<p>努力します。</p>
	<p>条例制定と実現の為には議員自身の自覚と資質向上、市民の関心を高める必要がある。投票率のアップをはかるべき</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
	<p>出前委員会参加の実を上げるため、広報活動を工夫せよ</p>	<p>「議会だよりを」充実します。</p>
	<p>インターネット市議会をしてほしい。</p>	<p>検討中です。</p>

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

第4章		
	<p>□ 前文・第1章第1条目的の冒頭・第4章標題 の3箇所(の二元代表制)を削除ないしは、表現を変えて欲しい。この条例を専門家であるべき議会が作ったという矜持のためにも切望します。</p> <p>□ 第4章の「二元代表制の一翼を担い」は市民の「信託の応え責任を果たす議会」に修正希望。</p>	「二元代表制」は、使用します。
第8条	議決事項の追加を	現状では、まだ、合意ができておらず、列挙すべき段階に来ていないと考えます。
第9条	<p>決算・予算の連動(第9条)</p> <p>1 市議会では行政評価を行っていますその内容については更なる充実を望みます。</p> <p>* 予算と評価は必ずしも連動しません。評価項目の充実も望まれます。市民感覚と評価結果の違いも考慮した説明も必要になると考えます。</p> <p>2 各議員・会派の意見を統一した評価内容を設定し、一定の基準を定めて予算と連動させて頂くよう求めます。</p> <p>3 議決内容を実現する手段は「予算」だけでは無いと考えます。また、執行を行政だけに頼るのではなく、監査する事も重要だと考えます。十分に機能させるための手順を盛り込んで頂く事を望みます。</p>	市民の代表による決算の評価、議会の要望を、市長が予算編成に反映させることは当然です。議会として相当程度合意ができるものは、議会としての意思として市長に提示し、一定の回答があった上で、予算委員会に臨みます。予算編成は決算から始まる、市長と議会の長い期間の意見交換があった上で、出来上がっていくものと考えます。
	3「十分反映させるよう求めなければならない」を「十分反映させなければならない」へ	市長の予算編成権、提案権との関係から、努力義務とします。
第10条	<p>10条 議会は政策形成過程の透明化を期すため、市長等に必要な情報提供を求めるものとする。</p> <p>→議会からの情報提供要請に対して、市長等はこれを拒否してはならないという条文を、12条と合わせて検討されたい。</p>	市長が拒否する、理由を明確にする義務は、現行でもあります。
第11条	<p>11条 1 議運で本会議や会期の決定をする</p> <p>→将来の通年議会化を想定した条文を挿入すべきである</p>	本会議で決定すべき事項です。
第12条	<p>第12条(議員の質問・疑義)</p> <p>「議員は、本会議において一般質問及び代表質問をすることができる」の続きに以下を追加「一般質問は議員個人、代表質問は会派代表か、会派を超えて質問内容を同じくする代表として行うものとする」へ</p>	条例はこの表現とします。
	一般質問は幕の内弁当のようなもの、廃止をすれば脚光をあびる	重要な議員の権利であると考えます。廃止はしません。
	<p>第12条 議員は、本会議において一般質問および代表質問をすることができる。</p> <p>2 前項において、質問と密接に関係がある事項について、議長長の許可を得て、他の議員が、質問することができる。</p> <p>……質問内容をより多角的に掘り下げる上で、効果がある。</p> <p>また、市民にとって、問題の所在を総合的に理解することに役立つ。</p>	ご意見として伺います。
	反問は部長にもあるのか	市長等に含まれます。
	市民にわかりやすく溶けこむ解説が必要である。試みは評価、反問権?	実施規程に表現します。
	<p>12条 3 議会は議長を通して市長等に対し文書による質問を行うことができる。</p> <p>→国会における質問主意書のように、市長等は一定期日以内に文書によって返答すべきである。</p>	実施規程に表現します
	【7の方の提出意見】別紙提案5、第7条及び第12条について、市民との距離を縮める、わかりやすい質問や議事録	そのように努めます
第5章		
第13条	<p>調査・政策立案(第13条、第14条)</p> <p>平成20年第1回定例議会(予算審議)は、市民から分かりやすいものだったのでしょうか。この条項(第13条)の持つ意味・意義を、各議員が十分に認識して行動される事を切に望みます。</p> <p>議会の本質が見えてこない、意見交換の場を強く打ち出してほしい</p>	そのように考えます
	13条の条文と解説が違っている、2項の原則では誤解をまねく	表現を修正いたします。
	いろいろな意見が自由に出せる議会にしてほしい。	そのよう考えます
第14条	<p>14条 100条の2による専門的知見の活用</p> <p>→執行部における審議会のような外部有識者会議等を、議会も設置できるようにすべきである。同予算措置も含めて検討されたい。</p>	4項で附属機関の設置を定めます。

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

	第14条(調査・政策立案) 「基づく専門的知見の積極的な活用に努めるものとする」を「基づく市民及び専門家の知見を積極的に活用しなければならない」へ	そのようにします
	市長政策を判断するため、調査活動に外部の力を	そのようにします
	4-2 議会の政策立案機能は重要ですが、更なる中身の充実を望みます。市民との情報共有の視点も重要だと考えますので、そのための具体的な方法を充実させて頂く事を望みます。 * 研修や調査委託を充実させるためには、議員個人の資質が不可欠です。議員活動の限られた時間を有効に使うためにも、視察を行う際には事前にその内容について市民へのパブリックコメントを求めて視察内容を充実させるなどの手法が重要になると考えます(研修についても同様)。	そのように考えます。具体的には、実施規程を定めます。
	議会改革によって市政を凌駕する政策提言を行い二元代表制の実を上げるべき。	そのように考えます。具体的には、実施規程を定めます。
	議員が調査活動し易くする為の予算化を実現したい。	そのように考えます。具体的には、実施規程を定めます。
	ニュータウン問題などまちづくりの最大の課題を議会全体が意識し、議会の政策提案を企め	全体的な課題として、受け止めさせていただきます。
	学校跡地問題についてなど、市民意見を先行キャッチせよ	全体的な課題として、受け止めさせていただきます。
第15条		
	2 「市民の意見聴取に努めるとともに」を「委員長裁量により傍聴市民の意見も交	現状でも、委員長の裁量です。6条で表現します。
	第15条(委員会の運営)5の追加 5 「委員会は閉会中も積極的におこなうこと」	自明のこととして、現在も相当数行われています。
第16条		
	「別に定める規定により議員による選挙で選ぶものとする」を「議場で立候補の意思表示と所信表明を行い議員による選挙で選ぶものとする」へ	別途定めます。
第17条		
第18条		
	会派＝第18条第2項の「共通の理念」の具体的定義こそが、重要。	現状のままとします。
	2 「調査研究に努めるものとする」を「努めなければならない」へ	そのようにします。
	18条について会派構成と議会総体の意見調整が本当にはかれるか、決算・予算の連動の課題	ご意見として伺います。
	会派を超えた意見が出ていない、ヤジは議員の品格が出ている	ご意見として伺います。
第19条	「政策立案に資することに努めるものとする」を「政策立案に資さなければならない」へ 「説明責任を果たすものとする」を「説明責任を果たさなければならない」へ	そのような趣旨にします。
	勉強をして下さい。	勉強します。
第20条	20条 議会事務局 →将来を見越し、議会事務局は独自職員の採用を可能とする条項を設置すべきである。	議長会でも議論されています。現状ではこの表現とします。
	議会事務局の強化、議員に対するサポートの強化と行政とは独立する事	そのように考えます。現状、議員個々のサポートは限界がありこの表現とします。
	3を追加 3 「議会事務局は議会が要求するより専門性を必要とする場合は、市民及び専門家をプロジェクトスタッフとして雇用し、その経費をあらかじめ予算化し活用することとする。	参考人招致の費用が予算化されています。
第21条		

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

第6章		
第22条	第22条(議員定数) 「別に条例で定める」を「以下に定める」として、現在の多摩市の面積・人口数から人口7,500人につき1人の議員とする。この基準値で人口増減に比例し定数を決めるものとする	ご意見として受け止めさせていただきます。別条例で定めます。今後具体的な議論がなされるものと考えます。
	<議員定数・議員報酬具体的条例化の根拠> 1 多摩市のまちのかたちの基本は、良好な住宅環境を整えた住宅都市である。 2 歳入は市民税依存のためより多くの納税者を確保しなければ衰退のみとなる。高齢化は最も顕著であり住宅とその環境、子どもを育てる政策を基本とし魅力溢れるまちにしなければならない。 3 納税者数により多摩市の将来は決まるため、人口の増減と議員定数・報酬は議員評価を基準としてインセンティブにすることが妥当と考える。 現状での試算では 議員数は20人 議員報酬は平均/1人年1,125万円	ご意見として受け止めさせていただきます。別条例で定めます。今後具体的な議論がなされるものと考えます。
	議員定数は誰が決めるのか ○ 市民の身近な存在を志向するなら、議員定数・報酬の決定権者は主権者たる市民ではないか。 △趣旨＝最大の関心事であり、目を背けるべきではない。他に定める式の逃げはするまい。 □ 具体的提案＝多摩市自治基本条例第5章第27条の住民投票によるべきではないか。 □ 市長は同法の規定に従い自治推進委員会に諮問し、見解を議会に示すべきと考える。	ご意見として受け止めさせていただきます。別条例で定めます。今後具体的な議論がなされるものと考えます。
	議員定数は、本条例第2条に定める「議会の活動原則」に示す機能を、必要かつ十分に果たすにたる数とし、別に条例で定める。	ご意見の趣旨を尊重します。
	議員改革で定数減は、市民から見て判りやすい	ご意見として伺います。
	定数を決める議論を、市民が納得する結論を	ご意見として伺います。
	議員数は市民数に対して多いのでは	ご意見として伺います。
	人数を減らす、少数精鋭で	ご意見として伺います。
	人数を減らす、少数精鋭で	ご意見として伺います。
	議員の定数、報酬についての明確な取り決めが必要	ご意見として伺います。
	2 議員定数の改正にあたって、市政の基本的課題、協働の推移等を勘案し、市民との合意を得て、定めるものとする。	決定は条例制定権のある議会です。市民意見の聴取に努力すべきものと考えます。
第23条	第23条(議員報酬) 「別に条例で定める」を「以下に定める」とし、1議員報酬年俸額は住民1人当たり1年1,500円とする	ご意見として受け止めさせていただきます。別条例で定めます。今後具体的な議論がなされるものと考えます。
	<議員定数・議員報酬具体的条例化の根拠> 1 多摩市のまちのかたちの基本は、良好な住宅環境を整えた住宅都市である。 2 歳入は市民税依存のためより多くの納税者を確保しなければ衰退のみとなる。高齢化は最も顕著であり住宅とその環境、子どもを育てる政策を基本とし魅力溢れるまちにしなければならない。 3 納税者数により多摩市の将来は決まるため、人口の増減と議員定数・報酬は議員評価を基準としてインセンティブにすることが妥当と考える。 現状での試算では 議員数は20人 議員報酬は平均/1人年1,125万円	ご意見として受け止めさせていただきます。別条例で定めます。今後具体的な議論がなされるものと考えます。
	報酬を削る考えは	ご意見として受け止めさせていただきます。別条例で定めます。今後具体的な議論がなされるものと考えます。
	議員の定数、報酬についての明確な取り決めが必要	ご意見として受け止めさせていただきます。別条例で定めます。今後具体的な議論がなされるものと考えます。
第7章		
第24条		
第25条	改革の実を上げるため罰則規定や第三者機関のチェック体制づくりを	自治基本条例にある、自治推進委員会の所掌事項とすべきと考えます。
	基本条例の見直しはあるのか	見直しもあると考えます。
	第7章「補則」へ追加 第5条「原則として」を「特定の場を除いて」とし、特定の場を具体的に記述する	詳細事項は、別途規程等で定めます。
第26条	第26条 委任では困る規則は重要	規則も本委員会での概要を作り、議連等へ送ります。

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

語尾・表現について

語尾の表現の仕方、～ものとするが多く、やりたくないのかとなる、あまり条例に期待が持てない	精査して、ふさわしい語尾とします。
努力の文書が多い(50.6%)、ねばならないなど義務規定にすべき	精査して、ふさわしい語尾とします。
努力ではなく、「ねばならない」としてほしい。	精査して、ふさわしい語尾とします。
努力項目ではなく義務にするのは当然。	精査して、ふさわしい語尾とします。
語尾など決意がかたい表現に	精査して、ふさわしい語尾とします。
条文の語尾において「ものとする」の表現は、決意的表現に変えてほしい。	精査して、ふさわしい語尾とします。
条文の表現・・・「積極的に」という言葉が7回も重複しているので、減らすこと	精査して、ふさわしい語尾とします。

その他(職員の報酬について)

日刊ゲンダイ6月18日4面 平均年収845万円公務員天国トップ多摩市を読みました。 職員採用を減らすのではなく現在の職員を減らすとか人件費を削減するべきである。記事によると市民感情に反して組合が反対してるそうですが組合の主張は市民には受け入れるはずがない。 悪の象徴の組合は市民の声を聞け。 市民投票とかして組合を排除すべきである。 組合は許せない。 血税を食い物にするな!	ご意見として伺います。
日刊ゲンダイ6月18日4面 平均年収845万円公務員天国トップ多摩市を読みました。 税金の無駄 税金払いません 全くヒドイ 年収に見合った仕事をしろもらいすぎ 現職公務員をリストラすべき 実力制にしろ 血のにじむ企業努力している大企業のいいとこだけ真似するな	ご意見として伺います。
多摩市職員の給与平均年収845万円(日経)、こんな不況にこんな給与あるのか、すぐに減額すべき、渡辺市長すぐ改善する案を出しなさい。橋下さんや東国原さんを見習いなさい。	ご意見として伺います。
マイクの持ち運び、委員がやっていた。この様作業は、日本一の高給取りの市職員がやるべきでないか。こんなに働かない市職員に税金を払うのは、つらい。	今回の出前委員会は、委員(議員)主体で実施したものであり、マイク運びも委員が実施するものとしています。なお、参加した職員は、職務でなく、参加者のご意見を直接お聞きしたくオブザーバーとして参加したものです。

出前委員会に関して

これまでの市民意見をどう受け止めてきたのか、反映しているのか、市民意見の聴取が不十分	ご意見として伺います。
公開質問状を出した、参考にしてほしい	ご意見として伺います。
1回目にくらべだんだん市民が来なくなり、期待度が少なくなっている。	ご意見として伺います。
スピード感がない。昨年から市民の感じも薄れ始めているのでは。	ご意見として伺います。
各自、条例をつくる意気込みを語ってほしい。	ご意見として伺います。
ビラで見ただけで来た。期待以上によかった。	今後も、ご期待に応えられる議会としたい。
素案がここで配布されて、初めて読みなさいとのやり方は問題	工夫が必要であったと反省いたします。
初めて来た参加者は1名、これをどう考えるか	更に、PR方法については工夫をしてみたい。
市民の意見が多く反映(できるように)	ご意見として伺います。
たま広報、議会だよりの記事、気が付かなかった。	更に、PR方法については工夫をしてみたい。
配布資料、特に条例に文書から「改革」の文字が消えました。	ご意見として伺います。

(平成21年5月1日付け素案) パブリックコメント 及び 出前委員会市民意見(アンケート意見含む)

<p>近所に声をかけても感心がないわけではなく、言いたいことはたくさんありそうなのに、全くここには来ませんでした、私をきらっていくからでなく、時間が遅いからでも、曜日の都合でもなく、多摩市議会に関心があってもこないのです。なぜでしょう???</p> <p>私もわからない、出前で近所なのに、このように議員側が市民に入っているのにどうしたらいいのでしょうか?</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
<p>何処の会場でも参加者が少ないことに対する反省と改善策が、全く不足していることに驚きました。</p> <p>通り一遍の広報だけで、少ないことを、少数でも議論が深まるとゆう強弁とも受け取られるようなことを、発言すること自体、普通の市民との意識がずれていて、改革とやらが出来るかどうか疑問に思います。</p> <p>少数でも良いとゆうお考えなら、興味の有りそうな団体だけとの議論で充分ではないでしょうか?</p> <p>宣伝、広報するのなら、コミセンにチラシを置く、自分達でその地域を歩いてチラシを配り、声で宣伝するとか、コミセンに登録している団体の代表に集まって貰うとか種々方策は有ろうかと思いますが、いかがでしょうか?</p> <p>あのような有様では、多分、一度参加した市民は、再び参加する気になりませんし、仕事をした経験のある人なら、議会内だけで通用するような説明、発言とゆうふうに思われるのでないでしょうか。</p> <p>当市では、他市と違い、インフラの整備は、国、都が行っていて、市では殆ど行っていないです。ですから、行政も議会も仕事の範囲が、半分位の筈の間も関わらず、内容が伴われていないように、思われます。</p> <p>旧公団が自分で作った条例を、改正し、多摩センター駅前、周辺にマンションを敷地面積一杯に建てたり、のり面まで掘削して建てたりしても、行政、議会は全く傍観しているだけです。</p> <p>最近の民放TVで当市の市長の俸給が、全国一とかで放映されたようですが、もし事実なら、議会のチェック機能が、全く働いていないで、市長が思う通りのことを、どしどし出来ている状況です。</p> <p>このようでは、市民は、驚き、落胆し、あきれてしまいます。</p> <p>このような状態で良いのでしょうか?</p>	<p>ご意見として伺います。なお、報道された内容は「市長の俸給」ではなく「職員の給与」であることを申し伝えます。</p>